

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査（2022年度）

0. 基礎情報

全団体が御回答ください。

【必須】

Q0-1. 貴団体に該当する分類（**地方公共団体の区分**）について、当てはまるものを下の選択肢の中からお選びください。（○は一つだけ）

↓ ○印(1つ)

	1.都道府県
	2.政令指定都市
	3.中核市
	4.施行時特例市
	5.人口10万人以上であって、上記2～4以外の市町村
	6.人口3万人以上10万人未満の市町村
	7.人口1万人以上3万人未満の市町村
	8.人口1万人未満の市町村
	9.地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）

【必須】

Q0-2. 団体内の体制について

（1） **地球温暖化対策を担当する部(局)課係の有無**について、当てはまるものを下の選択肢からお選びください。（○は一つだけ）

↓ ○印(1つ)

	1.有り
	2.無し

Q0-2(1)で「2」と回答した方

【必須】

Q0-2. 団体内の体制について

（2） **地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数**を御記入ください。
※該当する職員がいない場合は「0」を御記入ください。
※他の部(局)課係との兼任の場合でも、業務に携わる場合は人数に含め御記入ください。

担 当 職 員 数	
	人

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）の御担当者様のみ御回答ください。

事務内容は【必須】

Q0-3. 地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）の事務内容について

（1） **貴団体の事務内容**に当てはまるもの全てをお選びください。
併せて、**実行計画(事務事業編)**の対象としている**事務内容**を全てお選びください。（○はいくつでも）

「事務内容」列：貴団体の事務内容に当てはまるものに○印
「実行計画」列：実行計画（事務事業編）の対象としている事務内容に○印 ※実行計画（事務事業編）を策定していない場合は不要

↓ ○印(各 複数可)

事務 内容	実行 計画	事業内容 ※水道用水供給事業は、「用水」ではなく、「上水道」に含まれるものとします。
		1.一般廃棄物処理(ごみ処理・リサイクル施設)
		2.一般廃棄物処理(し尿処理)
		3.産業廃棄物処理
		4.火葬・斎場・墓地等
		5.その他環境衛生事業
		6.上水道
		7.下水道
		8.用水
		9.水防
		10.消防
		11.救急
		12.病院・医療センター等
		13.福祉施設(看護学校含む。老人福祉施設を除く。)
		14.老人福祉施設(養護老人ホーム等)
		15.学校
		16.その他教育関連施設
		17.公営競技
		18.港管理
		19.会館等の維持管理
		20.その他行政事務

【必須】

（2） 貴団体が**活動量(燃料の使用量等)**を把握している施設はありますか。（○は一つだけ）

↓ ○印(1つ)

	1.有り
	2.無し

全団体が御回答ください。

【必須】

Q0-4. 地球温暖化対策に関する人材確保・育成に向けた取組

（1） 地球温暖化対策の取組推進の課題として、人員の不足、特に専門知識を有する人材の不足があげられるケースが多いですが、
貴団体における地球温暖化対策の取組推進に向けた人材育成として、力を入れている取組を全てお選びください。（○はいくつでも）

↓ ○印(複数可)

	1.団体内での職員研修の実施
	2.他団体との人事交流制度等の活用
	3.民間企業等への職員の派遣研修
	4.専門知識を有する外部人材を招いたセミナー・カンファレンスの開催
	5.民間企業、学識者等を巻き込んだ協議会の設置
	6.民間企業等との協定締結
	7.民間企業、住民団体へのアドバイザー/コーディネーターの配置・派遣
	8.学習拠点の設置
	9.その他
	10.実施していない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

【必須】

（2） 貴団体における地球温暖化対策の取組推進に向けた団体内での推進体制の工夫について、当てはまるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓ ○印(複数可)

	1.民間企業等からの人材登用
	2.任期付き短時間職員の任用
	3.設備関連の技術者(電気・機械の技術職等)の環境部局との兼務
	4.環境部局への職員の配置換え(増員)
	5.環境部局以外での脱炭素取組推進担当の配置(次世代エネルギー対策監等)
	6.部局横断のプロジェクトチーム等の設置
	7.その他
	8.実施していない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

1. 事務事業に関する事項

全団体がお読みください。

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

<※重要なお知らせ>

地方公共団体実行計画（事務事業編）（以下「実行計画（事務事業編）」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、**全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。特別区、一部事務組合及び広域連合**も、地方自治法に基づき、地球温暖化対策推進法第21条第1項が適用・準用されるため、策定が義務付けられています。

また、地球温暖化対策計画においては、国・地方公共団体のみならず、独立行政法人などの公的機関も率先した取組が重要であることを踏まえ、**独立行政法人などの公的機関が政府実行計画や地方公共団体実行計画に準じて、その事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減等のため実行すべき計画を策定すること及びそれに基づく率先した取組を実施することを促すように定めています。**

※以下、市町村には特別区を含みます。

※以下、一部事務組合と広域連合を合わせて「組合」と表します。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。

9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

10～12（略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。

17 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

第22条 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」という。）を組織することができる。

第40条 地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（市に関する規定の適用）

第283条

（略）

2 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で第281条第2項の規定により特別区が処理することとされているものに関するものは、特別区にこれを適用する。

3（略）

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあっては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあっては市に関する規定、その他のものにあっては町村に関する規定を準用する。

○地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）

第3章 第3節 公的機関における取組

○地方公共団体の率先的取組と国による促進

地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。

その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当当局による責任ある参画の下、いわゆるPDCAのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとする。

策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。

<地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主要内容>

①～②（略）

③具体的な取組項目及びその目標

（略）

・具体的な取組として、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。

（国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進）

国、地方公共団体のみならず、独立行政法人などの公的機関も率先した取組が重要であることを踏まえ、国、地方公共団体は、独立行政法人などの公的機関に対し、その特性に応じた有効な地球温暖化対策に関する情報提供を行い、独立行政法人などの公的機関が政府実行計画や地方公共団体実行計画に準じて、その事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減等のため実行すべき計画を策定すること及びそれに基づく率先した取組を実施することを促すとともに、国は、可能な限りその取組状況について定期的に把握することとする。

○政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）（令和3年10月22日閣議決定）

政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目指す。

（第四 措置の内容※新計画に盛り込まれた主な取組内容）

・太陽光発電の最大限の導入

地方支分部局も含め政府が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。その際、必要に応じ、PPAモデルの活用も検討する。

・建築物における省エネルギー対策の徹底

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。

・電動車の導入

政府の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

・LED照明の導入

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

・再生可能エネルギー電力調達の推進

① 2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

② この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。

全団体が御回答ください。

【必須】

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(1). **2022年12月1日現在の実行計画（事務事業編）の策定・改定状況**を下の選択肢の中からお選びください。（○は一つだけ）

※実行計画（事務事業編）を他団体と共同で策定済、策定予定の場合も、本設問においては策定済、策定予定としてお答えください。
※改定すると思われるが、改定年度が未定の場合は、「予定あり」を選択し、改定予定年度については空欄としてください。
※策定・改定を予定している年度は西暦で御記入ください。

↓○印(1つ)

	1.過去に一度も策定したことがなく、2022年12月1日以降も策定する予定はない	
	2.過去に一度も策定したことがないが、2022年12月1日以降に策定する予定がある	
	3.現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定はない	
	4.現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定がある	
	5.既に計画期間を経過しているが、2022年12月1日以降に改定する予定はない	
	6.既に計画期間を経過しており、2022年12月1日以降に改定する予定がある	

Q1-1(1)で、「2」「4」「6」のいずれかを選択した方

策定・改定を予定している年度を御記入ください。

西暦 年度 ←

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(2). ①**2022年12月1日現在の実行計画（事務事業編）の策定・改定年度及び計画期間**を御記入ください。

(改定した場合は、最新の実行計画（事務事業編）について御記入ください。)

※策定・最終改定年度は西暦で御記入ください。

※計画期間を経過している場合も御記入ください。

↓※開始年度から目標年度までの年数

策定・最終改定年度		計画期間	
西暦	年度		年間

計画期間とは、「計画の開始年度から目標年度までの期間」を指します。

例えば、開始年度が2010年度、目標年度が2015年度の
場合は「6年間」と御回答ください。

【必須】 実行計画（事務事業編）の名称を御記入ください。

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(2). ②地球温暖化対策推進法第21条第13項において、都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされていますが、最新の**実行計画（事務事業編）の公表状況**について、お答えください。（○は一つだけ）

↓○印(1つ)

	1.公表している
	2.公表していない

Webサイトで公表している場合、掲載しているWebサイトのURLを正しく記載ください。

Q1-1(1)で、「1」「2」「5」のいずれかを選択した方

【必須】

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(3). 地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、都道府県および市町村並びに組合は、実行計画（事務事業編）を策定することが義務付けられています。
実行計画（事務事業編）が**現時点で未策定又は計画期間が過ぎても未改定の理由**について、当てはまるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓○印(複数可)

	1.計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため
	2.計画に盛り込む措置の予算等の確保が難しいため
	3.地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため
	4.これまでの実績の検証・評価ができていないため
	5.他の業務と比較して優先度が低いため
	6.他の部局・課室の協力が得られないため
	7.構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（組合のみ）
	8.その他

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について

(4). 貴団体の最新の**実行計画（事務事業編）で、排出量を算定している温室効果ガスの種類**を全てお答えください。（○はいくつでも）

↓○印(複数可)

	1.二酸化炭素(エネルギー起源:燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの)
	2.二酸化炭素(非エネルギー起源:燃料・電気・熱の使用以外の原因で発生するもの)
	3.メタン
	4.一酸化二窒素
	5.ハイドロフルオロカーボン
	6.パーフルオロカーボン
	7.六ふっ化硫黄

全団体が御回答ください。

【必須】
Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について
(5). 地球温暖化対策推進法第21条第1項において、地方公共団体実行計画を共同で策定できる旨が規定されています。
貴団体における実行計画（事務事業編）の**共同策定の策定状況等**について、下の選択肢の中からお選びください。（○は一つだけ）

↓ ○印(1つ)

	1.共同して計画を策定済である
	2.共同して計画を策定予定である
	3.共同策定の予定はない

Q1-1(5)で、「1」を選択した方

共同策定した団体名を御記入ください。複数ある場合は、全ての団体名を御記入ください。

都道府県、市町村の全団体が御回答ください。

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について
(6). 地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進について
地球温暖化対策計画において、独立行政法人などの公的機関においても温室効果ガス排出量の削減等の取組を率先して実行することが重要であるとされています。
① 貴団体において、地方独立行政法人は設立されていますか。（○は一つだけ）
※参考（別添資料）：地方独立行政法人の設立状況（令和4年4月1日現在）

↓ ○印(1つ)

	1.設立している
	2.設立していない

Q1-1(6)①で「1」を選択した方

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について
(6). 地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進について
② 貴団体が設立した地方独立行政法人における、「2022年12月1日現在の、その事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減等のため実行する計画」の策定・改定状況を下の選択肢の中からお選びください。（○は一つだけ）

↓ ○印(1つ)

	1.策定状況を把握しており、全て・または一部の地方独立行政法人が計画を作成している
	2.策定状況を把握しており、全ての地方独立行政法人が未作成
	3.策定状況を把握していない

Q1-1(6)②で「1」を選択した方

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について
(6). 地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進について
③ 地方独立行政法人における、温室効果ガス排出量の削減等のため実行する計画の情報を把握している場合は、法人名と計画の目標を御記載ください。
（記載例）○○地方独立行政法人（2030年度に温室効果ガス総排出量を2013年度比で＊＊t-CO₂削減（＊＊％減））
△△県立大学法人（計画があることは把握しているが、目標値は把握していない）

Q1-1(6)①で「1」を選択した方

Q1-1. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況について
(6). 地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進について
④ 地方独立行政法人における、太陽光発電設備の設置に関する情報を把握している場合は、法人名と設備容量(kW)の設置実績や設置目標に関する情報を御記載ください。
（記載例）○○地方独立行政法人（100kWを設置済みで、2030年度までに300kWまで設置していく目標を立てている。）
△△県立大学法人（200kW設置済みだが、温室効果ガス排出量の削減のための措置として、太陽光発電設備の設置に関する目標は設定されていない。）

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-2. 実行計画（事務事業編）の目標設定と対象について
(1). 地球温暖化対策推進法第21条第15項に基づき、都道府県及び市町村並びに組合は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表することが義務付けられています。
最新の実行計画（事務事業編）における温室効果ガス排出削減目標等及び直近の温室効果ガス総排出量等をそれぞれ御記入ください。
また、直近の点検年度における電気使用量についても御記入ください。
※基準年度・目標年度及びそれぞれの総排出量は必ず回答してください。
もし、貴団体の計画で、これらの設定が無い場合には、「-」（半角のマイナス）を御記入ください。
※温室効果ガス総排出量の単位は「t-CO₂/年」です。
実行計画で「kg-CO₂/年」を単位としている場合は、1000で割って「t-CO₂/年」に変換してお答えください。
また、小数点以下は四捨五入して「整数」でお答えください。
※基準年度からの削減率は入力値をもとに自動で計算されますので、入力は不要です。
※基準年度からの削減率の計算方法は、「（各年度の排出量－基準年度の排出量）÷基準年度の排出量」です。
※基準年度・目標年度及び直近の点検年度は西暦で御記入ください。
※電気使用量については自家消費分は含めず、他人から供給された電力のみお答えください。
※1基準年度、目標年度の温室効果ガスの総排出量の算定において、調整後排出係数を用いて算定された総排出量を設定している場合も温室効果ガスの総排出量の欄にご記入ください。

		【必須】		【必須】		直近の点検年度	
		基準年度※1		目標年度※1		西暦	年度
温室効果ガス	温室効果ガスの総排出量（t-CO ₂ /年）					西暦	年度
	基準年度からの削減率（％）			0.0	％	0.0	％
	調整後排出係数を用いて算定された総排出量（t-CO ₂ /年）						
	基準年度からの削減率（％）					0.0	％
電気使用量	他人から供給された電気使用量（kWh）						

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-2. 実行計画（事務事業編）の目標設定と対象について
(2). <政府実行計画に準じた目標設定>
地球温暖化対策計画において、実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされていることから2030年度の各措置の目標は原則として政府実行計画の目標に準じた目標を定めることが望ましいです。
貴団体の実行計画（事務事業編）の措置について、政府実行計画に準じた措置の設定有無と、目標値を設定している場合、目標年度及び目標値を御記入ください。

例)太陽光発電の最大限の導入:設置可能な建築物の50%、全建築物合計で設備容量300MW
電動車の導入:公用車の80%を電動車とする、スクールバスを全て電動車とする

政府実行計画の措置とその目標値		↓当てはまるものをお選びください。			
措置	目標	政府実行計画に準じた措置の設定有無	目標年度		目標値
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。		西暦	年度	
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。		西暦	年度	
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新 については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。		西暦	年度	
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。		西暦	年度	
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。		西暦	年度	

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q1-2. 実行計画（事務事業編）の目標設定と対象について
(3). 既存の行政計画について、実行計画（事務事業編）との統合の状況として、当てはまるものをお選びください。（○は一つだけ）
※「その他」は該当がある場合のみお答えください。
※実行計画（区域施策編）との統合については、Q2-2(4)の設問で確認していますので、Q1-2(3)での回答の必要はありません。

↓1～2のうち当てはまるものに○印（一つ）			用語
行政計画	1.統合している	2.統合していない	●「統合」とは 実行計画（事務事業編）が他の行政計画と一体となって策定されている場合を指します。
1.総合計画			
2.環境基本計画			
3.公共施設等総合管理計画			
4.廃棄物処理計画、一般廃棄物処理計画			
5.その他			

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

【必須】
Q1-3. 実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組みについて
実行計画（事務事業編）の進捗状況を協議・審議する場について、当てはまるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓○印（複数可）	
	1.地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会
	2.地球温暖化対策推進法第40条第1項に基づく地球温暖化対策地域協議会
	3.地方公共団体独自の環境審議会
	4.関係各課等で構成される庁内組織
	5.その他
	6.協議・審議する場はない

都道府県、市町村、Q0-3(2)で施設を保有している組合が御回答ください。

【必須】
Q1-4. 事務事業に関する措置の取組状況について
(1). <再生可能エネルギー設備等の導入状況>
政府実行計画では、政府が保有する建築物及び土地について、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するための措置を進めており、「2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。」とする政策目標が掲げられています。
①貴団体の保有する建築物（敷地を含む。※）における再生可能エネルギー設備等※の導入の取組状況についてお答えください。（○は一つだけ）
※「敷地を含む。」の敷地とは、貴団体が保有する建築物に付属する駐車場・駐輪場等となります。
※再生可能エネルギー設備等には電気系・熱系の再生可能エネルギーと熱系の未利用エネルギー設備を含めて御回答ください。

↓○印（一つ）	
	1.再生可能エネルギー設備等の導入に取り組んでいる
	2.再生可能エネルギー設備等の導入に取り組んでいない

用語

●再生可能エネルギー

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった、自然由来で二酸化炭素（CO₂）を排出せずに活用できるエネルギー

●未利用エネルギー

未利用エネルギーとは、排熱によるエネルギー（工場、清掃工場、変電所、超高圧地中送電線、地下鉄や地下街の冷暖房等からの排熱）や温度差エネルギー（外気温との温度差がある河川や下水・海水・地中熱、雪氷熱）のように、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギー

都道府県、市町村、Q0-3(2)で施設を保有している組合が御回答ください。

②貴団体の保有する建築物(敷地を含む。)について、建築物数、太陽光発電設備を設置済(予定)の建築物数、設備容量の合計値(kW)について御記入ください。

【御確認ください】

※昨年度の調査から、対象施設と施設分類が変更されておりますので、御回答の際には御注意ください。
太陽光発電設置可能性簡易判定ツール(地方公共団体版)の記入要領に新旧の施設分類の対照表を記載しておりますので、御参照ください。

【回答時に御注意いただきたい事項】

※「建築物の総計」の内、設置済・予定の建築物数、総設備容量については回答が必須となっております。Q1-4(1)①で「2」を選択した場合は、設置済・予定の建築物数、総設備容量については0で御記入ください。
※「建築物の総計」の建築物数については、貴団体にて把握いただいている範囲の建築物数を御記載いただくか、概算を御記載いただければ問題ございません。
※昨年度の調査では「施設数」をお伺いしておりましたが、今年度調査では「建築物数」をお伺いしておりますので、御注意ください。
例えば: 小学校の場合、施設数は「1」ですが、新校舎、旧校舎、体育館にて構成されている場合、「建築物数」としては「3」となります。
※施設の敷地内に設置された太陽光発電設備(ソーラーカーポート・野立て等)の設備容量を含めて御回答ください。
※以下の分類に記載された施設・建築物(敷地を含む。)以外に、すでに太陽光発電を設置済、もしくは計画している建築物についても御回答ください。
※総建築物数には今回調査対象外とした建築物や、未調査の建築物を含めて御回答いただけますが、施設分類別の建築物数を下回らないよう御注意ください。
※太陽光発電設備を設置済(予定)の建築物数、設備容量の合計(kW)を施設分類別で集計するために、環境省が作成した太陽光発電設置可能性簡易判定ツール(地方公共団体版)も御活用いただけます。
このツールは、Q1-4(1)③の設問への回答と合わせて利用することが可能なツールで、2021年12月に環境省が各省庁に対して実施した「太陽光発電の設置可能性の基礎調査」時に試行的な設置可能性判断ツールとして作成したものを地方公共団体で使いやすいように改修したのになります。ツールの使い方の詳細は別紙を参照ください。

				<1>令和3年度までに設置		<2>令和4年度に設置済・予定	
分類 ※多くの地方公共団体で所有している公共施設	施設の定義	主な対象建築物 ※以下に示す以外に面積の大きな建築物がある場合は団体のご判断により追加ください。	建築物数	設置済の建築物数	設備容量の合計値(kW)	設置済・予定の建築物数	設備容量の合計値(kW)
建築物の総計	貴団体が管理している建築物の総数 ※施設分類別の建築物数の合計が、建築物の総計を超えないように御注意ください	-					
市民文化系施設	・主に集会を目的として貸し出される施設(コミュニティセンター) ・主に文化芸術の創造・発信の拠点、または地域住民の文化芸術活動の場として活用されている施設(市民会館、市民ホール、市民文化センター)	本館、別館、ホール					
社会教育系施設	・講座の開設、講習会の開催など多様な学習機会の提供により、住民の教養の向上等を目的とした施設(公民館、社会教育センターなど) ・図書・記録等の資料の収集・保管、利用者への閲覧を目的とした施設(図書館・図書館分館) ・価値のある事物・資料・作品等の収集・保存、専門職員による研究、来訪者向けの展示を目的とした施設(博物館、美術館、科学館、プラネタリウム、動物園、植物園、水族館、郷土資料館など) ・青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供することを目的とした施設(青少年教育施設) ・女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供することを目的とした施設(女性会館、女性センター等)	本館、別館、事務棟					
社会体育施設	一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した屋内体育施設	延べ床面積が500㎡以上の水泳プール(屋内)、体育館、柔道場、剣道場、柔剣道場、空手・合気道場、その他の建築物※1					
幼稚園施設	学校教育法に基づく公立の幼稚園 ※幼稚園、児童福祉施設(保育所、認定こども園)で重複のないように御注意ください	園舎					
小中学校施設	学校教育法に基づく公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)	校舎、屋内運動場、寄宿舎※2、その他以下の条件を満たす建築物 ・2階建て以上または延床200㎡超の非木造の建築物 ・3階建て以上または延床500㎡超の木造の建築物					
特別支援学校施設	学校教育法に基づく公立の特別支援学校						
高等学校施設	学校教育法に基づく公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)						
児童福祉施設	保育所、認定こども園 ※保育所、認定こども園は、幼稚園と重複のないように御注意ください 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童発達支援事業所※3	園舎・本館・別館					
社会福祉施設	社会福祉を目的として設置された施設(児童福祉施設を除く) 保護施設(授産施設、救護施設)、障害福祉施設(障害者支援施設、身体障害者福祉センター)、老人福祉施設(介護保険施設、老人福祉センター、老人ホーム、デイサービスセンター、地域包括支援センター、老人憩いの家)、福祉事務所、福祉会館等	本館・別館					
医療施設	医療法に基づく病院、診療所	本館、別館					
行政施設	地方公共団体の機関(都道府県・市区町村の首長部局・議会・教育委員会などの行政委員会・地方公営企業及び一部事務組合・広域連合)が入居する施設	本庁舎、支所、議場					
消防施設	消防の用に供する施設 (消防本部、消防署、分署・出張所、消防学校)	庁舎(消防本部・消防署・分署・出張所)、訓練施設、車庫、校舎、体育館					
警察施設	警察の用に供する施設 (警察本部、分庁舎、警察署、分署、交番、機動隊、警察学校、運転免許センター)	庁舎、校舎、体育館、武道場、車庫、学生寮					
公営住宅	公営住宅法に基づく公営住宅。集会所等の共同施設を含む。	公営住宅、共同施設					
廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設 (ごみ処理施設、し尿処理施設)	焼却施設、堆肥化施設、破碎施設、選別施設、固形燃料化施設					
水道施設	人の飲用に適する水及び工業の用に供する水の供給を目的として設置された施設(取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設)。水道事業(上水道事業、簡易水道事業)、専用水道、貯水槽水道、飲料水供給施設、水道用水供給事業、工業用水供給事業を含む。	浄水場、配水・ポンプ場、水道管理事務所					
下水道施設	下水(汚水・雨水)の排除・処理を目的として設置された施設(排水施設、処理施設、ポンプ施設)	下水処理施設、汚泥処理施設、下水ポンプ場、下水道管理事務所					
その他施設	上記の分類には含まれない建築物	-					

【必須】

※1 屋内体育施設の定義は、「体育・スポーツ施設現況調査 用語の解説」を確認ください。
※2 校舎、屋内運動場、寄宿舎の定義は、「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」を確認ください。
※3 児童発達支援事業所は児童福祉施設ではありませんが、調査においては児童福祉施設に含めてください。

都道府県、市町村、Q0-3(2)で施設を保有している組合が御回答ください。

③貴団体の保有する建築物について、太陽光発電設備が設置可能な建築物数と、導入ポテンシャルの合計値について御記入ください。
太陽光発電設備が設置可能な建築物を判定するために、環境省でもツールを用意しておりますので、可能な限り調査に御協力をお願いいたします。
※環境省では、建築物への太陽光発電の設置可能性を簡易判定し、施設分類別で建築物数、導入ポテンシャルの合計値(kW)を集計するツールを作成しております。ツールの使い方の詳細は別紙を参照ください。
なお貴団体独自の判断基準を用いた調査結果を御記入いただくことも可能です。
※環境省が作成したツールでは、面積8㎡あたり1kWとしてポテンシャルを算出しています。
※今年度の政府実行計画のフォローアップ調査では、各省庁が保有する建築物の敷地について太陽光発電設置に関する調査を実施する予定です。これ踏まえ、地方公共団体においても次年度以降に敷地についての調査を予定しております。

↓1～2のうち当てはまるものを選択(一つ)

設置可能性の判定について

【必須】

			設置可能性が高い建築物		設置可能性は高いが、懸念事項のある建築物	
分類 ※多くの地方公共団体で所有している公共施設	施設の定義	主な対象建築物 ※以下に示す以外に面積の大きな建築物がある場合は団体のご判断により追加ください。	建築物数	導入ポテンシャルの合計値(kW)	建築物数	導入ポテンシャルの合計値(kW)
建築物の総計	貴団体が管理している建築物の総数 ※施設分類別の建築物数の合計が、建築物の総計より大きくならないように御注意ください	－				
市民文化系施設	・主に集会を目的として貸し出される施設 (コミュニティセンター) ・主に文化芸術の創造・発信の拠点、または地域住民の文化芸術活動の場として活用されている施設 (市民会館、市民ホール、市民文化センター)	本館、別館、ホール				
社会教育系施設	・講座の開設、講習会の開催など多様な学習機会の提供により、住民の教養の向上等を目的とした施設 (公民館、社会教育センターなど) ・図書・記録等の資料の収集・保管、利用者への閲覧を目的とした施設 (図書館・図書館分館) ・価値のある事物・資料・作品等の収集・保存、専門職員による研究、来訪者向けの展示を目的とした施設 (博物館、美術館、科学館、プラネタリウム、動物園、植物園、水族館、郷土資料館など) ・青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供することを目的とした施設 (青少年教育施設) ・女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供することを目的とした施設(女性会館、女性センター等)	本館、別館、事務棟				
社会体育施設	一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した屋内体育施設	延べ床面積が500㎡以上の水泳プール(屋内)、体育館、柔道場、剣道場、柔剣道場、空手・合気道場、その他の建築物※1				
幼稚園施設	学校教育法に基づく公立の幼稚園 ※幼稚園、児童福祉施設(保育所、認定こども園)で重複のないように御注意ください	園舎				
小中学校施設	学校教育法に基づく公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)	校舎、屋内運動場、寄宿舎※2、 その他以下の条件を満たす建築物 ・2階建て以上または延床200㎡超の非木造の建築物 ・3階建て以上または延床500㎡超の木造の建築物				
特別支援学校施設	学校教育法に基づく公立の特別支援学校					
高等学校施設	学校教育法に基づく公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)					
児童福祉施設	保育所、認定こども園 ※保育所、認定こども園は、幼稚園と重複のないように御注意ください 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童発達支援事業所※3	園舎・本館・別館				
社会福祉施設	社会福祉を目的として設置された施設(児童福祉施設を除く) 保護施設(授産施設、救護施設)、障害福祉施設(障害者支援施設、身体障害者福祉センター)、老人福祉施設(介護保険施設、老人福祉センター、老人ホーム、デイサービスセンター、地域包括支援センター、老人憩いの家)、福祉事務所、福祉会館等	本館・別館				
医療施設	医療法に基づく病院、診療所	本館、別館				
行政施設	地方公共団体の機関(都道府県・市区町村の首長部局・議会・教育委員会などの行政委員会・地方公営企業及び一部事務組合・広域連合)が入居する施設	本庁舎、支所、議場				
消防施設	消防の用に供する施設 (消防本部、消防署、分署・出張所、消防学校)	庁舎(消防本部・消防署・分署・出張所)、訓練施設、車庫、校舎、体育館				
警察施設	警察の用に供する施設 (警察本部、分庁舎、警察署、分署、交番、機動隊、警察学校、運転免許センター)	庁舎、校舎、体育館、武道場、車庫、学生寮				
公営住宅	公営住宅法に基づく公営住宅。集会所等の共同施設を含む。	公営住宅、共同施設				
廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設 (ごみ処理施設、し尿処理施設)	焼却施設、堆肥化施設、破砕施設、選別施設、固形燃料化施設				
水道施設	人の飲用に適する水及び工業の用に供する水の供給を目的として設置された施設(取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設)。水道事業(上水道事業、簡易水道事業)、専用水道、貯水槽水道、飲料水供給施設、水道用水供給事業、工業用水供給事業を含む。	浄水場、配水・ポンプ場、水道管理事務所				
下水道施設	下水(汚水・雨水)の排除・処理を目的として設置された施設(排水施設、処理施設、ポンプ施設)	下水処理施設、污泥処理施設、下水ポンプ場、下水道管理事務所				
その他施設	上記の分類には含まれない建築物	－				

※1 屋内体育施設の定義は、「体育・スポーツ施設現況調査 用語の解説」を確認ください。
※2 校舎、屋内運動場、寄宿舎の定義は、「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」を確認ください。
※3 児童発達支援事業所は児童福祉施設ではありませんが、調査においては児童福祉施設に含めてください。

Q1-4(1)①で「1」を選択した方

Q1-4. 事務事業に関する措置の取組状況について

(1). <再生可能エネルギー導入状況>

④太陽光発電以外の再生可能エネルギー設備等を導入している場合は、エネルギー種別の導入済(予定)の建築物数、総設備容量をお答えください。

※導入していない場合は空欄で構いません。

再生可能エネルギー設備等		<1>令和3年度までに設置		<2>令和4年度に設置済・予定	
		設置済の建築物数	設備容量・設備性能の合計値(kW)等	設置済・予定の建築物数	設備容量・設備性能の合計値(kW)等
電気系	バイオマス発電※		kW		kW
	廃棄物発電※		kW		kW
熱系	太陽熱利用		m ²		m ²
	地中熱利用		MJ/h		MJ/h
	バイオマス熱利用※		MJ/h		MJ/h
	廃棄物熱利用		MJ/h		MJ/h

用語

●「バイオマス」とは

ここでは「バイオマス」は次のものとします。

→メタン発酵ガス（下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガスなどバイオマス由来）、間伐材等由来の木質バイオマス（間伐材、主伐材など）、一般木材バイオマス（農作物の収穫に伴って生じるバイオマスを含む。製材端材、輸入材、パーム椰子殻、パームトランク、もみ殻、稲わらなど）

●「廃棄物」とは

ここでは「廃棄物」は次のものとします。

→建設資材廃棄物（建設資材廃棄物（リサイクル木材）、その他木材）、一般廃棄物・その他のバイオマス（剪定枝・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液。いわゆる「ごみ発電」も該当します。）なお、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく証明のない主伐材及び輸入材については、建設資材廃棄物として区分するものとします。

全団体が御回答ください。

【必須】

Q1-4. 事務事業に関する措置の取組状況について

(1). <再生可能エネルギー導入状況>

⑤貴団体が保有する土地のうち、太陽光発電設備を設置している数と設備容量(kW)をお答えください。

(例)最終処分場跡地、ため池、調整池等

※太陽光発電設備を設置していない場合には「0」と御回答ください。

<1>令和3年度までに設置		<2>令和4年度に設置済・予定	
設置箇所数	設備容量の合計値	設置箇所数	設備容量の合計値
	kW		kW

都道府県、市町村、Q0-3(2)で施設を保有している組合が御回答ください。

【必須】

Q1-4. 事務事業に関する措置の取組状況について

(2). <公共施設におけるZEBの実現>

貴団体が管理する公共施設におけるZEBの各種認証を取得済の建築物数をお答えください。

※ZEBとは、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を指します。詳細は環境省「ZEB PORTAL」を参照ください。

(参考) <http://www.env.go.jp/earth/zeb/about/index.html>

※現在、ZEBの実現・普及に向けて、4段階のZEBを定性的及び定量的に定義しています。定義の詳細については環境省「ZEB PORTAL」を参照ください。

(参考) <http://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/01.html>

※ZEB実現に向けた取組を実施していない、あるいは認証を取得している建築物がない場合はそれぞれ「0」と御記入ください。

認証	概要	建築物数
『ZEB』	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物	
Nearly ZEB	『ZEB』に限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物	
ZEB Ready	『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物	
ZEB Oriented	ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物	

全団体が御回答ください。

【必須】

Q1-4. 事務事業に関する措置の取組状況について

(3). <公用車の電動車等の導入>

貴団体が管理する一般公用車(※1)台数及び一般公用車における電動車(※2)の導入台数についてお答えください。

※一般公用車・電動車を保有していない場合には「0」と御回答ください。

※**電動車の合計台数が、管理する一般公用車の台数を超えないように御注意ください。**

※1…通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員10名以下のものに限る。)であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。

消防車、救急車、パトカー等の特種用途車は対象外とする。

※2…電動車とは、窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質等の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れている環境にやさしい自動車。

電動車には、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)が該当する。

種類例

種類	特徴
電気自動車(EV)	外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用いて、 電動モーターを動力源として走行 する自動車。ガソリンを使用しないため、走行時のCO ₂ 排出量はゼロ。
燃料電池自動車(FCV)	水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作る「燃料電池」を搭載し、そこで作られた電気を動力源としてモーターで走行する自動車。 <u>水素を燃料としている</u> ため走行中に排出されるのは水のみでCO ₂ の排出はゼロ。
プラグインハイブリッド自動車(PHEV)	ハイブリッド自動車に対し、家庭用電源などの電気を車両側のバッテリーに充電することで、電気自動車としての走行割合を増加させることができる自動車。
ハイブリッド自動車(HV)	ガソリンエンジンに加えてモーター・バッテリーを搭載し、走行状況に応じてエンジン・モーターの2つの動力源を最適にコントロールすることで、 燃費を向上 させた自動車。

貴団体が管理する一般公用車台数(全数)：

台

【一般公用車の内、電動車導入状況】

種類	導入台数
電気自動車(EV)	台
燃料電池自動車(FCV)	台
プラグインハイブリッド自動車(PHEV)	台
ハイブリッド自動車(HV)	台

全団体が御回答ください。

【必須】

Q1-4. 事務事業に関する措置の取組状況について

(4). <公共施設における再生可能エネルギー電力調達実施状況>
貴団体が調達している全電力の内、再生可能エネルギー電力の割合を御記入ください。

※再生エネ電力調達を実施していない場合は0%と御記入ください

※再生エネ電力調達している電気事業者・電力メニューの再生エネ割合に応じて、再生エネ由来の電力使用量を推計し、割合を計算してください。

%

全団体が御回答ください。

【必須】

Q1-5. 事務事業に関するグリーン購入・環境配慮契約等の推進の取組状況

地球温暖化対策としての物品購入の配慮に係る事項の取組状況について、貴団体で取り組んでいるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進
	2.グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進
	3.公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備
	4. 取り組んでいない

用語

●環境配慮契約法に基づく環境配慮契約

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。環境配慮契約法における対象契約は「電力の購入」、「自動車の調達」、「船舶の調達」、「ESCO事業」、「建築設計」、「産業廃棄物の処理」の6契約。

●グリーン購入法に基づく環境物品等の調達

グリーン購入法において対象とされている環境物品は紙類、文具類、OA機器、家電製品、自動車等、制服・作業服、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務等19品267品。(詳細は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」を参照)

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q1-6. 実行計画(事務事業編)の点検の実施状況等について

(1). 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策推進法第21条第15項に基づき、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならないとされています。実行計画(事務事業編)における実施状況の点検のタイミングについて、下の選択肢の中からお選びください。(○は一つだけ)

※既に実行計画(事務事業編)の計画期間を経過している場合は、「点検していない」をお選びください。

↓○印(1つ)

	1.一年に一回以上のペースで点検している
	2.毎年ではないが点検している
	3.点検していない

Q1-6(1)で、「1」「2」のいずれかを選択した方

【必須】

Q1-6. 実行計画(事務事業編)の点検の実施状況等について

地球温暖化対策推進法第21条第15項において、都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならないとされています。

(2). **実行計画(事務事業編)における点検結果・評価の公表状況**について、お答えください。(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

	1.公表している
	2.公表していない

Webサイトで公表している場合、掲載しているWebサイトのURLを正しく記載ください。

Q1-6(1)で、「1」「2」のいずれかを選択した方

【必須】

Q1-6. 実行計画(事務事業編)の点検の実施状況等について

(3). 実行計画(事務事業編)における**直近の進捗状況を担当部局としてどのように評価**していますか。下の選択肢の中からお選びください。(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

	1.目標達成に向けて、順調に進んでいる
	2.目標達成が困難な状況である
	3.評価していない

上記を選択した理由や状況評価等について補足がある場合には御記入ください。

Q1-1(1)で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q1-6. 実行計画(事務事業編)の点検の実施状況等について

(4). **実行計画(事務事業編)の推進過程で困っていること**について、当てはまるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.財源が不足している
	2.対策・施策の費用対効果が低い
	3.人員が不足している
	4.他の部局・課室の協力が得られにくい
	5.地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している
	6.最新の技術情報や知見が不足している
	7.温室効果ガス排出量の算定方法が分からない
	8.温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報(電気使用量、燃料使用量など)が集まらない
	9.温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報(電気使用量、燃料使用量など)の集計に手間・時間がかかる
	10.有望な措置が見つからない
	11.措置の効果を計れない(難しい)
	12.その他
	13.特に困っていることはない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

2. 区域施策に関する事項

都道府県、市町村の全団体がお読みください。

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について

＜※重要なお知らせ＞

地方公共団体実行計画（区域施策編）（以下「実行計画（区域施策編）」といいます。）は、地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づき、**全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付け**られています。同条第4項において、**その他の市町村**についても**策定に努める**ように求めています。また、特別区も、地方自治法に基づき、地球温暖化対策推進法第21条第4項が適用・準用されるため、策定に努めるように求めています。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）
（地方公共団体実行計画等）
第21条
（略）
2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 計画期間
二 地方公共団体実行計画の目標
三 実施しようとする措置の内容
四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
五 前各号に規定する施策の実施に関する目標
4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。
5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
一 地域脱炭素化促進事業の目標
二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
イ 地域の環境の保全のための取組
ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。
7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。
8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農林振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。
9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
10 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
11 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二條第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
17 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

第22条 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」という。）を組織することができる。

第40条 地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）
（市に関する規定の適用）
第283条
（略）
2 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で第281条第2項の規定により特別区が処理することとされているものに関するものは、特別区にこれを適用する。
3 （略）

都道府県、市町村の全団体が御回答ください。

【必須】

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について
(1). ①2022年12月1日現在の実行計画（区域施策編）の策定・改定状況を下の選択肢の中からお選びください。（○は一つだけ）

※実行計画（区域施策編）を他団体と共同で策定済、策定予定の場合も、本設問においては策定済、策定予定としてお答えください。
※改定すると思われるが、改定年度が未定の場合は、「予定あり」を選択し、改定予定年度については空欄としてください。
※策定・改定を予定している年度は西暦で御記入ください。

↓○印(1つ)

	1.過去に一度も策定したことがなく、2022年12月1日以降も策定する予定はない
	2.過去に一度も策定したことがないが、2022年12月1日以降に策定する予定がある
	3.現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定はない
	4.現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定がある
	5.既に計画期間を経過しているが、2022年12月1日以降に改定する予定はない
	6.既に計画期間を経過しており、2022年12月1日以降に改定する予定がある

Q2-1(1)①で、「2」「4」「6」のいずれかを選択した方

策定・改定を予定している年度を御記入ください。

西暦 年度 ←

Q2-1(1)①で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について
(1). ②2022年12月1日現在の実行計画（区域施策編）の策定・改定年度及び計画期間を御記入ください。
(改定した場合は、最新の実行計画（区域施策編）について御記入ください。）
※策定・最終改定年度は西暦で御記入ください。
※計画期間を経過している場合も御記入ください。

↓※開始年度から目標年度までの年数

策定・最終改定年度		計画期間	
西暦	年度		年間

計画期間とは、「計画の開始年度から目標年度までの期間」を指します。
例えば、開始年度が2010年度、目標年度が2015年度の場合は「6年間」と御回答ください。

【必須】 実行計画（区域施策編）の名称を御記入ください。

Q2-1(1)①で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について
(2). 地球温暖化対策推進法第21条第13項において、都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされていますが、策定した実行計画（区域施策編）の公表状況について、お答えください。（○は一つだけ）

↓○印(1つ)

	1.公表している
	2.公表していない

Webサイトで公表している場合、掲載しているWebサイトのURLを正しく御記載ください。

Q2-1(1)①で、「1」「2」「5」のいずれかを選択した方

【必須】

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について
(3). 実行計画（区域施策編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の理由について、当てはまるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓○印(複数可)

	1.計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため
	2.計画に盛り込む対策・施策の予算等の確保が難しいため
	3.地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため
	4.対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため
	5.他の業務と比較して優先度が低いため
	6.他の部局・課室の協力が得られないため
	7.地域の事業者と協力体制を作れていないため（地域の連携協定・循環型経済の構築・利害関係の調整等）
	8.地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない
	9.周辺の団体も未策定であるため
	10.その他

都道府県、市町村の全団体が御回答ください。

【必須】

Q2-1. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況について
(4). 地球温暖化対策推進法第21条第1項において地方公共団体実行計画を共同で策定できる旨が規定されています。
貴団体における実行計画（区域施策編）の共同策定の検討状況等について、下の選択肢の中からお選びください。（○は一つだけ）

↓○印(1つ)

	1.共同して計画を策定済である
	2.共同して計画を策定予定である
	3.共同策定の予定はない

Q2-1(4)で、「1」を選択した方

共同策定した団体名を御記入ください。複数ある場合は、全ての団体名を御記入ください。

Q2-1(1)①で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について
(1). 実行計画（区域施策編）において、エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量又は吸収源の吸収量のうち、算定対象としているかどうかについて、下の選択肢の中からお選びください。（○は一つだけ）

※「その他」は該当がある場合のみお答えください。

↓1～2のうち当てはまるものに○印(一つ)

分 野	1. 対象としてい る	2. 対象としてい ない
1.燃料の燃焼分野		
2.工業プロセス分野		
3.農業分野		
4.廃棄物分野		
5.代替フロン等4ガス分野		
6.森林等の吸収源		
7.その他		

用語

- 【燃料の燃焼分野】
…燃料の燃焼、自動車走行に伴うCH₄,N₂Oの排出
- 【工業プロセス分野】
…工業製品の製造及び原料の使用に伴うCO₂,CH₄,N₂Oの排出
- 【農業分野】
…水田における耕作、耕地における肥料の使用、家畜の飼育や排泄物の管理、農業廃棄物の焼却処分に伴うCH₄,N₂Oの排出
- 【廃棄物分野】
…廃棄物の焼却・埋立処分、排水処理、廃棄物燃料の使用等に伴うCO₂,CH₄,N₂Oの排出
- 【代替フロン等4ガス分野】
…代替フロン等の製造、代替フロン等を利用した製品の製造・使用・廃棄、金属の生産、半導体素子等の製造、溶剤の使用等に伴うHFCs, PFCs,CF₆,NF₃の排出

Q2-1(1)①で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について
(2). ①実行計画（区域施策編）において設定している、基準年度・目標年度の再生可能エネルギー導入力目標及び直近の点検年度の再生可能エネルギー導入力について、御記入ください。
※複数の指標がある場合は、指標ごとに御記入ください。

	基準年度	直近の点検年度	目標年度①	目標年度②	目標年度③
	西暦()年度	西暦()年度	西暦()年度	西暦()年度	西暦()年度
1.設備容量(kW)					
2.再生可能エネルギーの発電電力量(kWh)					
3.エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率(%)					

都道府県、市町村の全団体が御回答ください。

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について
(2). ②実行計画（区域施策編）とは別の計画等で、再生可能エネルギー導入量の目標を設定している場合、その計画等の名称と目標導入力・直近で把握している導入力と単位を御記入ください。
(記載例)〇〇市エネルギービジョン(設備容量10,000kW)
△△町再エネ・省エネ計画(発電電力量200MWh)
□□村環境基本計画(区域のエネルギー消費量の再エネ比率50%)

計画等の名称	目標導入力	直近で把握している 導入力

Q2-1(1)①で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について
(3). 実行計画（区域施策編）における**温室効果ガス排出量・吸収量の基準年度値、目標年度値及び直近の算定値**を御記入ください。

※下表の部門・分野の分類は、令和4年3月に公表された「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」に準拠しています。
直近の実行計画（区域施策編）において対応する部門・分野がない場合は、空欄としてください。
※目標年度値について、定量的な目標を設定していない場合は、空欄としてください。
※直近の算定値について、把握している場合は御記入ください。
※基準年度・目標年度及び直近の点検年度は西暦で御記入ください。

※**排出量の単位は「kg-CO2」ではなく「t-CO2」です。「kg-CO2」で把握されている場合は、1000で割って「t-CO2」に換算してお答えください。**
※**排出量は四捨五入して整数でお答えください。**

目標			基準年度値		直近の算定値		目標年度値①		目標年度値②		目標年度値③	
基準年度・目標年度(西暦)				年度		年度		年度		年度		年度
総量の実績・目標値				t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
部門・分野別の実績・目標値	エネルギー起源 CO ₂	産業部門		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		業務その他部門		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		家庭部門		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		運輸部門		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		エネルギー転換部門		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
	エネルギー起源 CO ₂ 以外のガス	燃料の燃焼分野		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		工業プロセス分野		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		農業分野		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		廃棄物分野		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		代替フロン等4ガス分野		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		森林等の吸収源(▲) ※「森林等の吸収源」は吸収量を、それ以外は排出量を、プラスの値で記入してください。		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
		その他		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂

Q2-1(1)①で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

Q2-2. 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象について
(4). 実行計画（区域施策編）の位置づけについて
実行計画（区域施策編）とその他の行政計画との統合について、下記の行政計画ごとに該当する選択肢をお選びください。（○はそれぞれ一つだけ）
※「その他」は該当がある場合のみお答えください。

↓1～2のうち当てはまるものに○印（一つ）

行政計画	1.統合している	2.統合していない
1.総合計画		
2.条例等に基づく環境基本計画		
3.地方公共団体実行計画(事務事業編)		
4.その他		

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

用語

●「統合」とは
実行計画（区域施策編）が他の行政計画と一体となって策定されている場合を指します。

Q2-1(1)①で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q2-3. 実行計画（区域施策編）の進捗管理の仕組みについて

実行計画（区域施策編）の進捗管理を協議・審議する場について、当てはまるものを全てお選びください。（○はいくつでも）

↓○印（複数可）

	1.地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会
	2.地球温暖化対策推進法第40条第1項に基づく地球温暖化対策地域協議会
	3.地方公共団体独自の環境審議会
	4.関係各課等で構成される庁内組織
	5.その他
	6.協議・審議する場はない

都道府県、市町村の全団体が御回答ください。

Q2-4. 区域における取組の実施状況について

(1). 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組について

①区域の再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー等に関する取組について、実施しているもの、実施を検討しているものを全てお選びください。（○はいくつでも）

※複数の選択肢に共通する取組を実施されている場合には、当てはまる選択肢全てについて実施・検討状況を御記載ください。

※地域脱炭素化促進事業については本設問では対象外とします。

↓○印（複数可）

事業者向け	個人向け	具体的な取組
		1. 再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している
		2. ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入のための自治体独自の補助金制度を有している
		3. 地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業の出資や低利融資等金融上の支援を行っている
		4. 再生可能エネルギー利用促進のため、需要家（企業等）とPPA事業者のマッチング支援を実施している
		5. 地域エネルギー事業（※1）の促進のため、地域内のエネルギー事業者の事業に関与している
		6. 再生可能エネルギー利用促進のため、自治体が再エネ電気・設備調達の共同購入やリバースオークションの取組をコーディネートしている
		7. 再生可能エネルギー施設に係る自治体独自の固定資産税減免措置を導入している
		8. 再生可能エネルギー利用促進のための「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」等の導入ポテンシャルに関する情報提供を行っている
		9. 再生可能エネルギーの事業化促進のための人材育成を行っている
		10. 住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等（※2）の導入のための自治体独自の補助制度を有している
		11. 電動車（EV、FCV、PHEV、HV）及び充電設備等の導入のための自治体独自の補助金制度を有している
		12. 環境配慮行動に対して地域で利用できるポイントを付与する取組を行っている
		13. 住宅・建築物の省エネ性能向上のための取組（自治体の独自基準の設定や省エネ改修アドバイザーの登録制度など）
		14. 事業者と自治体の間での災害時にEV/PHEV/FCVを搬入し給電を支援する協定の締結
		15. 環境教育に係る取組を行っている（小中学校への出前講座や市民向けの講座等）
		16. 国民運動の推進（※3）を行っている
		17. 脱炭素に関する普及啓発のための人材の任命や登録制度を行っている
		18. 地元事業者、地域金融機関等を対象とするマッチングイベントを実施している
		19. 地元事業者、地域金融機関に対し先行事例の経験や他地域の事例に係る知見等の提供を行っている
		20. カーシェアリングの推進に関する取組を行っている（公用車のカーシェアリング等）
		21. 地域交通（バス、タクシー等）の電動化を行っている
		22. 代替フロン等4ガスに関する対策・施策（普及啓発、事業者への指導等）を行っている
		23. その他

Q2-4(1)①で、「1」～「6」のいずれかを選択した方

②令和4年度の当該取組によって導入済・導入予定の再エネ設備容量（kW）についても御記入ください。

※貴団体独自の補助制度によるもののみが対象となりますので、国や都道府県等、支援の主体が異なる施設の設備容量は記載いただかないよう御注意ください。

また、1つの設備に対して複数の支援制度を用いている場合は、重複して計上しないよう御注意ください。

	設備容量
太陽光発電	kW
その他発電	kW

備考

※1表中の用語の解説

取組	取組概要
地域エネルギー事業	地域の再生可能エネルギーや、未利用エネルギーを活用し、主に地域内の公共施設や民間企業・家庭に、電気や熱を供給する事業（例：地域新電力事業、地域熱供給事業等） ※地域エネルギー事業を貴団体や、貴団体の関与している組合が行っている場合や、出資・協定等何らかのかたちで事業を支援している場合には本選択肢に○をお付けください。

※2表中の用語の解説

取組	取組概要
住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等	利用に伴って排出される温室効果ガスの排出量がより少ない住宅・建築物への改修や製品の導入（例：高気密・高断熱な住宅や建築物、高機能換気設備、ヒートポンプ式給湯器、燃料電池、コージェネレーション、HEMS・BEMS装置、電気需要平準化対策としての蓄電池）

※3 国民運動の推進：

住民の意識改革を図り、自発的な取組の拡大・定着につなげる普及啓発活動の実施（COOL CHOICE（クールチョイス）の実施、ゼロカーボン・ドライブの実施、ナッジ、食品ロス対策、機器の買替え、家庭エコ診断、照明の効率的利用等）

取組例	取組概要
COOL CHOICE	温室効果ガスの排出量削減のために、電動車の積極的な利用や食品ロスの削減等、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしようという国民運動
ゼロカーボン・ドライブ	再生可能エネルギー電力と電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）または燃料電池自動車（FCV）を活用したドライブの推進
ナッジ事業に係る取組	ナッジとは直訳すると「ひじで軽くつく」という意味で、行動経済学で使われる用語。ちょっとしたきっかけを与えることで消費者等に自発的な行動を促す手法。（ナッジの例：一般家庭への請求書送付の際に、他世帯とのエネルギー使用量との違いもあわせて示すことで、自発的な省エネの実施を促す）
食品ロスに係る取組	食品ロス削減の取組の例：広報誌での呼びかけやコンテスト形式のキャンペーン、絵本の作成等を通じた消費者への啓発活動、食べ残しを減らす取組をしている飲食店数の調査、フードバンク活動との連携、災害用備蓄食品の有効活用等

Q2-1(1)①で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q2-4. 区域における取組の実施状況について

- (2). 地域の住民参画に係る取組について
- ①地域住民の参画と協力を得るための取組の実施状況について全てお答えください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.一般住民同士が意見交換するワークショップ・会議(気候市民会議等)への参画・関与
	2.行政が主催する協議会・会議への住民参画
	3.その他
	4.実施していない

Q2-4(2)①で、「1」を選択した方

Q2-4. 区域における取組の実施状況について

- (2). 地域の住民参画に係る取組について
- ②協議会・ワークショップに参画する住民の選定方法を全てお答えください。(○はいくつでも)

【選定方法】

↓○印(複数可)

	1.団体HP等を通じた公募
	2.地域団体等による推薦
	3.無作為抽出
	4.その他

Q2-1(1)①で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q2-5. 実行計画(区域施策編)の点検の実施状況等について

- (1). 地球温暖化対策推進法第21条第15項において都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表しなければならないとされています。
- 実行計画(区域施策編)策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握**などについて、下の選択肢の中からお選びください。(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

	1.毎年実施している
	2.毎年ではないが、定期的に実施している
	3.今後実施することを予定している
	4.実施しておらず、今後実施する予定もない

Q2-5(1)で、「1」「2」のいずれかを選択した方

【必須】

Q2-5. 実行計画(区域施策編)の点検の実施状況等について

- (2). **実行計画(区域施策編)の進捗評価結果の公表状況**について、お答えください。(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

	1.公表している
	2.公表していない

Webサイトで公表している場合、掲載しているWebサイトのURLを正しく記載ください。

Q2-5(1)で、「1」「2」のいずれかを選択した方

【必須】

Q2-5. 実行計画(区域施策編)の点検の実施状況等について

- (3). 実行計画(区域施策編)の**直近の進捗評価結果**を担当部(局)課係としてどのように**評価**していますか。
- 評価**を下の選択肢の中からお選びください。(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

	1.目標達成に向けて、順調に進んでいる
	2.目標達成が困難な状況である
	3.評価していない

Q2-1(1)①で、「3」～「6」のいずれかを選択した方

【必須】

Q2-5. 実行計画(区域施策編)の点検の実施状況等について

- (4). **実行計画(区域施策編)の推進過程で困っていること**について、当てはまるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.財源が不足している
	2.対策・施策の費用対効果が低い
	3.人員が不足している
	4.他の部局・課室の協力が得られにくい
	5.事業者の理解や協力が得られにくい
	6.住民に対する普及啓発が難しい
	7.地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している
	8.最新の技術情報や知見が不足している
	9.温室効果ガス排出量の算定方法が分からない(実績値が分からない)
	10.有望な対策・施策が見つからない
	11.対策・施策の効果を計れない(難しい)
	12.その他
	13.特に困っていることはない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

市町村の御担当者様のみ御回答ください。

【必須】

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業の検討状況について

- (1). 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定
- ① 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)において、地域脱炭素化促進事業に関する制度が新たに創設され、令和4年4月から施行されています。これにより、実行計画(区域施策編)において、都道府県は促進区域設定に係る環境配慮の基準を定めることができるとされとともに、市町村は地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

※地域脱炭素化促進事業に関する事項の全体像については「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)p42~43を参照ください。

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/sokushin_manual_main_202204.pdf

貴団体における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定状況についてお答えください。(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

	1.策定が完了している
	2.策定に向けた検討を進めている
	3.策定予定だが、まだ検討を開始していない
	4.今後も策定する予定はない

Q2-6(1)①で「1」「2」を選択した方

- Q2-6. 地域脱炭素化促進事業の検討状況について
- (1). 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定
- ② 貴団体において設定している、または検討している促進区域について、再エネ種別・類型別の区域数をお答えください。
- ※促進区域の類型については「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)p70を参照ください。

備考	
類型	具体的な内容
1)広域的ゾーニング型	環境情報等を元に再エネ導入のポテンシャルを判断するとともに、事業者や住民等との調整、既存の法規制区域等も考慮しながら、市内全域を対象にゾーニングをする等、広域的な観点から、再エネの導入の促進区域を抽出
2)地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成やPPA普及啓発を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行う区域を促進区域として設定
3)公有地・公共施設活用型	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定(例:公共施設の屋根置き太陽光発電)
4)事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定

再エネ種別	類型別設定区域数 *半角数字			
	広域的 ゾーニング	地区・街区 指定型	公有地・ 公共施設 活用型	事業 提案型
太陽光発電				
風力発電				
中小水力発電				
地熱発電				
バイオマス発電				
その他				

Q2-6(1)①で「1」「2」を選択した方

- Q2-6. 地域脱炭素化促進事業の検討状況について
- (1). 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定
- ③地域脱炭素化促進事業の実施に当たって以下に示す取組について、具体的な検討内容を全てお答えください。(○はいくつでも)

↓ ○印(複数可)			
取組	取組の分類	選択肢	具体的内容
地域の脱炭素化のための取組	再生可能エネルギー		1.地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組(地方公共団体出資の地域新電力との連携等)
	建築物		2.住宅・建築物の省エネ性能等の向上
	運輸		3.ゼロカーボン・ドライブ(再エネ電気×EV/PHEV/FCV)
			4.EV充電設備の整備等の街づくりへの貢献
	資源循環		5.コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
			6.資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
	吸収源対策		7.地域の森林整備などのCO ₂ 吸収源対策
	その他		8.食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立
			9.地域脱炭素化促進施設を活用した環境教育プログラムの提供
			10.バイオマス燃料の効率的な供給ルートの確保
			11.その他
地域の環境の保全のための取組	-		12.希少な動物の生息環境保全のための取組
			13.希少な植物の生育環境保全のための取組
			14.景観への影響をなくす・最小限に留めるための取組
			15.騒音による住居等への影響に配慮した取組
			16.反射光の影響をなくす・最小限に留めるための取組
			17.既存の温泉等への影響を生じさせないための取組
			18.その他
地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	地域経済への貢献		19.域内への安価な再エネの供給や域内での経済循環を推進する取組
			20.地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業にかかる地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
			21.地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組
			22.再エネの導入とセットでデータセンター等の産業を誘致する取組
	地域における社会的課題の解決		23.再エネの非常時の災害用電源としての活用や、EVシェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用など他の政策分野の課題解決にも活かす取組
			24.再エネ事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃烧残渣物の有機肥料としての活用等の取組
			25.収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組
			26.耕作放棄地・荒廃農地の活用による獣害対策
			27.市町村における地域活動等の支援
	-		28.その他

Q2-6(1)①で「1」「2」を選択した方

- Q2-6. 地域脱炭素化促進事業の検討状況について
- (1). 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定
- ④貴団体における促進区域の検討において使用しているツールについて、当てはまるものを全てお答えください。(○はいくつでも)

↓ ○印(複数可)	
	1.REPOS(再生可能エネルギー情報提供システム)
	2.EADAS(環境アセスメントデータベース)
	3.地域経済循環分析ツール
	4.その他
	5.特になし

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-6(1)①で「3」「4」を選択した方

【必須】

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業の検討状況について

- (1). 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定
- ⑤ まだ検討を開始していない理由として、当てはまるものを全てお答えください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.人員が不足している
	2.制度の知識が不足している
	3.財源が不足している
	4.都道府県の都道府県基準設定後に検討を予定している
	5.環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報、域内の再エネポテンシャルに関する情報が不足している
	6.域内の再エネポテンシャルや需要地に関する情報の収集・把握ができていない
	7.促進区域の候補となるエリアがない
	8.他の部局・課室の理解が得られにくい
	9.地域住民の反対が予想され(既に起きており)、地域の合意形成ができない
	10.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-6(1)①で「1」「2」を選択した方

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業の検討状況について

- (1). 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定
- ⑥ 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に係る協議会の設置状況
- 市町村が地球温暖化対策推進法第21条第5項に基づく地域脱炭素化促進事業に関する事項を地方公共団体実行計画に定めようとする場合に、協議会が組織されているときは、当該市町村は、当該協議会における協議をしなければなりません。市町村における協議会の設置は義務ではありませんが、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させ、円滑な地域合意を図る観点から、有識者や地域の関係者等から構成される協議会を積極的に活用することが望まれます。

地域脱炭素化促進事業に関する事項の策定における協議会等の設置の有無について、当てはまるものをお答えください。(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

	1.地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置
	2.既存の環境審議会等において検討
	3.協議会等を設置していない
	4.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-6(1)⑥で「1」、「2」を選択した方

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業の検討状況について

- (1). 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定
- ⑦貴団体における協議会の構成員について当てはまるものを全てお答えください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.地方公共団体内の関係部局(許可権者等を含む)
	2.関係地方公共団体(許可権者等を含む)
	3.国等の関係機関(地方環境事務所等)(許可権者等を含む)
	4.有識者(自然環境、生活環境、気候変動等)
	5.住民団体
	6.産業団体(農林漁業、観光等)
	7.環境保全団体
	8.再エネ事業者団体
	9.金融機関
	10.地域脱炭素化促進事業者
	11.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-6(1)①で「1」を選択した方

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業の検討状況について

- (1). 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定
- ⑧地域脱炭素化促進事業計画の申請有無および認定実績の有無について、当てはまるものを全てお答えください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.申請実績あり ()件、その内、認定実績()件
	2.申請実績ありで、認定審査中 ()件
	3.申請実績なし

Q2-6(1)①で「1」を選択した方

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業の検討状況について

- (1). 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定
- ⑨地域脱炭素化促進事業の認定における協議会の設定有無について、当てはまるものをお答えください。(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

	1.地球温暖化対策推進法第22条に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置
	2.既存の環境審議会等において検討
	3.協議会等を設置していない
	4.その他

都道府県の御担当者様のみ御回答ください。

【必須】

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業の検討状況について

- (2). 促進区域の設定に関する都道府県基準の設定状況(①検討の有無②設定の有無③設定した再エネ種)
- ① 都道府県は、地方公共団体実行計画において、市町村による促進区域の設定に関する基準として、環境省令で定めるところにより、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じ環境の保全に配慮することを確保するための基準(都道府県基準)を定めることができます(都道府県基準の設定は任意)。貴団体における都道府県基準の設定状況についてお答えください。(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

	1.設定が完了している
	2.設定に向けた検討を進めている
	3.設定予定だが、まだ検討を開始していない
	4.今後も設定する予定はない

Q2-6(2)①で「3」「4」を選択した方

【必須】
Q2-6. 地域脱炭素化促進事業の検討状況について
(2). 市町村による促進区域の設定に関する都道府県基準の設定状況
② まだ検討を開始していない理由として当てはまるものを全てお答えください。(○はいくつでも)

！○印(複数可)

	1.人員が不足している
	2.財源が不足している
	3.環境保全に必要な情報や、域内の再エネポテンシャルに関する情報が不足している
	4.他の部局・課室の理解が得られにくい
	5.区域内の市町村との調整ができていない
	6.地域住民の反対が予想され(既に起きており)、地域の合意形成ができない
	7.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-6(2)①で「1」「2」を選択した方

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業の検討状況について
(2). 市町村による促進区域の設定に関する都道府県基準の設定状況
③ 都道府県基準の設定における協議会等の設置の有無について、当てはまるものをお答えください。(○は一つだけ)

！○印(1つ)

	1.地球温暖化対策推進法第22条に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置
	2.既存の環境審議会等において検討
	3.協議会等を設置していない
	4.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q2-6(2)③で「1」「2」を選択した方

Q2-6. 地域脱炭素化促進事業の検討状況について
(2). 市町村による促進区域の設定に関する都道府県基準の設定状況
④ 団体における協議会の構成員について、当てはまるものを全てお答えください。(○はいくつでも)
※特例に関する許可権者等とは、都道府県知事(温泉法、森林法、農地法、廃掃法、自然公園法の国定公園)、河川管理者(河川法)、環境大臣(自然公園法の国立公園)を指します。

！○印(複数可)

	1.地方公共団体内の関係部局(許可権者等を含む※)
	2.関係市町村
	3.国等の関係機関(地方環境事務所等)(許可権者等を含む※)
	4.有識者(自然環境、生活環境、気候変動等)
	5.住民団体
	6.産業団体(農林漁業、観光等)
	7.環境保全団体
	8.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

3. その他地球温暖化対策に関する事項

都道府県、市町村の全団体が御回答ください。

【必須】
Q3-1. 気候変動に対するイニシアチブについて
(1). 貴団体では、気候変動に対する国際イニシアチブに参加していますか。(○は一つだけ)
※気候変動に対する国際イニシアチブには、例えば以下のものがあります。
・ICLEI(持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会) <http://japan.iclei.org/>
・CDP(Carbon Disclosure Project) <https://www.cdp.net/ja/japan>
・SBT(Science Based Targets) <https://sciencebasedtargets.org/>
・C40(世界大都市気候先導グループ) <https://www.c40.org/>
・U20(urban 20) <http://www.urban20.org/en/home>
・世界首長誓約(Compact of Mayors) <https://covenantofmayors-japan.jp/>
・FC4S(サステナビリティのための金融センター) <https://www.fc4s.org/>
・Race to Zero <https://japanclimate.org/race-to-zero-circle/>
・JCI(Japan Climate Initiative気候変動イニシアティブ) <https://japanclimate.org/>
・再エネ100宣言 RE Action <https://saiene.jp/>

！○印(1つ)

	1.参加している
	2.参加を検討している
	3.関心がある
	4.わからない、知らない

Q3-1(1)で、「1」「2」「3」を選択した方

(2). 参加(を検討)している、または、関心がある団体を全て選択してください。(○はいくつでも)

！○印(複数可)

	1.RE100(自然エネルギー100%プラットフォーム)
	2.ICLEI(持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会)
	3.CDP(Carbon Disclosure Project)
	4.SBT(Science Based Targets)
	5.C40(世界大都市気候先導グループ)
	6.U20(Urban 20)
	7.世界首長誓約(Compact of Mayors)
	8.FC4S(サステナビリティのための金融センター)
	9.アンダー2コアリション(Under 2 Coalition)
	10.Race to Zero
	11.JCI(Japan Climate Initiative気候変動イニシアティブ)
	12.再エネ100宣言 RE Action
	13.その他 (具体的に:)

都道府県、市町村の全団体が御回答ください。

Q3-2. 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例

- (1). 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例について、制定されているものがある場合は条例名称、制定年を御記入ください。
また、当該条例の目的について当てはまるものを全て選択ください。(○はいくつでも)

※環境基本条例についても、下表に示す4項目のいずれかが含まれる場合は御記載ください
※制定年度は西暦で御記入ください
※1: 再生可能エネルギー設備の適正な設置によって自然環境との調和を図るため、その設置等を規制することを目的とした条例等をさします。
具体的には太陽光パネルや風力発電設備等の導入にあたり、届出・協議制、届出・同意制、許可制等の規制手続きがとられているものが該当します。

条例名称	制定年度 (西暦)	条例目的			
		地球温暖化 対策推進	再生可能 エネルギー利用 の促進	再生可能 エネルギー 規制※1	省エネルギー の推進

例

条例名称	制定年度 (西暦)	条例目的			
		地球温暖化 対策推進	再生可能 エネルギー利用 の促進	再生可能 エネルギー 規制	省エネルギー の推進
「京都市地球温暖化対策条例」(京都府京都市)		○			○
「五ヶ瀬町における低炭素社会実現のための基本条例」(宮崎県五ヶ瀬町)		○		○	
「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」(長野県飯田市)			○		

Q3-2(1)で「再生可能エネルギー利用の促進」に該当する条例が制定されている団体

【必須】

Q3-2. 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例

- (2). 「再生可能エネルギー利用の促進」を目的とする条例において、条例に制定されている内容について当てはまるものを全てお答えください。(○はいくつでも)

↓ ○印(複数可)

	1.固定資産税の軽減、減免、課税免除
	2.補助金の交付または貸付
	3.再生可能エネルギー導入促進エリア等のゾーニング
	4.再生可能エネルギー導入に向けた検討及び計画書提出の義務付け
	5.他の地方公共団体との地域間連携・協力の推進
	6.地域の大学・研究機関・事業者・住民等関係機関との連携・協力の推進
	7.再エネ導入審査会の設置
	8.再生可能エネルギー事業の認定
	9.再生可能エネルギー事業認定制度の周知(意識啓発)
	10.その他
	11.具体的な規定はなし

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

Q3-2(1)で「再生可能エネルギー規制」に該当する条例が制定されている団体

【必須】

Q3-2. 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例

- (3). ①「再生可能エネルギー規制」を目的とする条例において、条例に制定されている内容について当てはまるものを全てお答えください。(○はいくつでも)

↓ ○印(複数可)

	1.再生可能エネルギー設備の導入抑制地域の設定
	2.再生可能エネルギー設備の導入禁止地域の設定
	3.再生可能エネルギー設備導入における届出・確認制の導入
	4.事業者と地方公共団体間での協定の締結
	5.事前の行政との協議、住民への説明会の義務付け
	6.命令に従わない場合の罰金・過料規定
	7.その他

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

【必須】

- (3). ②「再生可能エネルギー規制」を目的とする条例において、対象としている再生可能エネルギーを全てお答えください。(○はいくつでも)

↓ ○印(複数可)

	1.太陽光発電
	2.風力発電
	3.中小水力発電
	4.地熱発電
	5.バイオオマス発電
	6.その他

都道府県、市町村の全団体が御回答ください。

【必須】

Q3-3. ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用

貴団体において、「地域の太陽光発電所等で発電した再生可能エネルギー電源に由来する電力」をふるさと納税の返礼品として活用している、または活用する予定はありますか。当てはまるものをお答えください。(○は一つだけ)

↓ ○印(1つ)

	1.既に返礼品としている
	2.返礼品とはしていないが、今後返礼品とする予定である
	3.返礼品としておらず、今後の予定もない

都道府県、市町村の全団体が御回答ください。

【必須】
Q3-4. 気候変動適応に関する取組状況について
(1). 貴団体において、気候変動の影響が懸念される分野を
全てお答えください。(〇はいくつでも)

↓〇印(複数可)

	1.農林水産業
	2.水環境・水資源
	3.生態系
	4.自然災害
	5.健康
	6.産業・経済活動
	7.国民生活・都市生活
	8.その他
	9.わからない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

--

都道府県、市町村の全団体が御回答ください。

【必須】
Q3-4. 気候変動適応に関する取組状況について
(2). ①気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」(以下「計画」という。)の策定状況について、当てはまるものをお選びください。(〇は一つだけ)

※「地域気候変動適応計画」について、詳しくは下記のURLの「気候変動適応法施行通知」、及び「地域気候変動適応計画策定マニュアル手順編一」
(平成30年11月30日)を御覧ください。
環境省HP気候変動への適応 <http://www.env.go.jp/earth/tekiou.html>

↓〇印(1つ)

	1.既に策定している
	2.これから策定する予定
	3.法には基づかないが、自主的に策定している
	4.策定する予定がない
	5.わからない

Q3-4(2)①で、「1」「2」を選択した方は、以下の②～⑦に御回答ください。

②計画名と、策定(予定)の年月を御記入ください。
※策定(予定)年度は西暦でお答えください。
計画名称:(

--

)
策定(予定)年月:(

--

) ※年月はyyyy/mmの形式で入力してください。

【必須】
③気候変動適応法では、計画は単独または共同の地方公共団体で策定できることとなっていますが、どちらで策定していますか。
当てはまるものをお選びください。共同の地方公共団体で策定している場合は、地方公共団体名を御記入ください。(〇は一つだけ)

↓〇印(1つ)

	1.単独	
	2.共同 (地方公共団体名: <table><tr><td></td></tr></table>)	

【必須】
④計画の位置付けについて、当てはまるものをお選びください。(〇は一つだけ)
↓〇印(1つ)

	1.気候変動適応を目的とした個別の計画を策定している	
	2.実行計画(区域施策編)の中に位置付けている	
	3.環境基本計画の中に位置付けている	
	4.総合計画の中に位置付けている	
	5.その他の計画に位置付けている (計画名: <table><tr><td></td></tr></table>)	
	6.上記に該当するものはない	
	7.わからない	

【必須】
⑤計画の改定予定時期ついて、当てはまるものをお選びください。(〇は一つだけ)
↓〇印(1つ)

	1.毎年度改定	
	2.計画策定又は直近の改定から5年後	
	3.計画策定又は直近の改定から10年後	
	4.改定は予定していない	
	5.その他 (具体的に: <table><tr><td></td></tr></table>)	

【必須】
⑥計画の進捗状況の把握・評価の頻度について、当てはまるものをお選びください。(〇は一つだけ)
↓〇印(1つ)

	1.毎年実施	
	2.把握・評価を数年ごとに実施	
	3.把握・評価は行わない	
	4.その他 (具体的に: <table><tr><td></td></tr></table>)	

【必須】
⑦計画の進捗状況を把握・評価するための評価指標について、当てはまるものを全てお選びください。(〇はいくつでも)
↓〇印(複数可)

	1.各分野で影響度の大きな事項について評価指標を設定	
	2.各分野で緊急性の大きな事項について評価指標を設定	
	3.計画に記載された全ての施策について評価指標を設定	
	4.設定していない	
	5.その他 (具体的に: <table><tr><td></td></tr></table>)	

都道府県、市町村の全団体が御回答ください。

【必須】
Q3-4. 気候変動適応に関する取組状況について
(3). ①気候変動適応法第13条に基づく「地域気候変動適応センター」(以下「センター」という。)の確保状況について、当てはまるものをお選びください。(〇は一つだけ)

↓〇印(1つ)

	1.既に確保している
	2.これから確保する予定
	3.確保する予定はない
	4.わからない

例		
選択肢	気候変動による影響の例	適応策の例
農林水産業	高温による一等米比率の低下や、りんご等の着色不良等	水稻の高温耐性品種の開発・普及、果樹の優良着色系品種等への転換等
水環境・水資源	水温、水質の変化、無降水日数の増加や積雪量の減少による 渇水の増加等	湖沼への流入負荷量低減対策の推進、渇水対応タイムラインの作成の促進等
生態系	気温上昇や融雪時期の早期化等による植生分布の変化、野生鳥獣分布拡大等	モニタリングによる生態系と種の変化の把握、気候変動への順応性の高い健全な生態系の保全と回復等
自然災害	大雨や台風の増加による水害、土砂災害、高潮災害の頻発化・激甚化等	設備の着実な整備、維持管理・更新、災害リスクを考慮したまちづくりの推進、ハザードマップや避難行動計画策定の推進等
健康	熱中症増加、感染症媒介動物生息域の拡大等	予防・対処法の普及啓発等
産業・経済活動	企業の生産活動、レジャーへの影響、保険損害増加等	官民連携による事業者における取組促進、適応技術の開発促進等
国民生活・都市生活	インフラ・ライフラインへの被害	物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設における防災機能強化等

Q3-4(3)①で、「1」を選択した方は、以下の②～③に御回答ください。

②センター名と確保した年月を御記入ください。
※「地域気候変動適応センター」確保年度は西暦で御記入ください。

「地域気候変動適応センター」名称：()

「地域気候変動適応センター」確保年月：() ※年月はyyyy/mmの形式で入力してください。

【必須】
③センターは単独または共同の地方公共団体で確保できることとなっていますが、どちらで確保していますか。
当てはまるものをお選びください。共同の地方公共団体で確保している場合は、地方公共団体名を御記入ください。(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

	1.単独
	2.共同 (地方公共団体名：)

都道府県、市町村の全団体が御回答ください。

【必須】
Q3-4. 気候変動適応に関する取組状況について
(4). 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組として実施しているものを全て選択してください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.気候変動影響に関する情報収集・調査研究
	2.適応策に関する情報の収集・整理
	3.自治体HPにおける情報の掲載
	4.センターHPにおける情報の掲載
	5.一般向けのシンポジウム、講演会、研修会等の開催
	6.ポスター、冊子、ちらし、動画等の作成、配布
	7.適応に係る研修の実施(庁内)
	8.適応策に関する技術開発
	9.適応策の実施支援(補助金等)
	10.実施している取組はない
	11.その他 (具体的に：)

都道府県、市町村の全団体が御回答ください。

【必須】
Q3-4. 気候変動適応に関する取組状況について
(5). 環境省では気候変動適応に関する情報基盤である「気候変動適応情報プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)を設立しています。
このプラットフォームの活用状況について、当てはまるものをお選びください。(○は一つだけ)

↓○印(1つ)

	1.週に1回以上活用している
	2.月に1回程度活用している
	3.数ヶ月に1回程度活用している
	4.1年に1回程度活用している
	5.全く活用していない
	6.プラットフォームの存在を知らない
	7.その他 (具体的に：)

都道府県、市町村の全団体が御回答ください。

【必須】
Q3-4. 気候変動適応に関する取組状況について
(6). プラットフォームに掲載してほしい情報や国立環境研究所に期待する技術的助言の内容について記載してください。

(7). その他、御意見等があれば記載してください。
(適応策を進める上での貴団体における課題や、環境省が作成した「地域気候変動適応計画策定マニュアル」について、等)

都道府県の御担当者様のみ御回答ください。

【必須】
Q3-5. 地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるものについて
「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体の基本的役割として定められている「特に都道府県に期待される事項」のうち、
取り組んでいるものを全てお選びください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.管内の市町村における取組の優良事例の情報収集と他市町村への普及促進
	2.実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言
	3.実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等
	4.市町村が地域脱炭素化促進事業を円滑に進められるよう、促進区域設定に係る環境配慮の基準の策定
	5.その他
	6.取り組んでいない

都道府県、市町村の全団体が御回答ください。

【必須】
Q3-6.「地域循環共生圏」に関する取組状況について
貴団体で、「地域循環共生圏」の概念に沿った具体的な取組として実施しているものを全て選択してください。(○はいくつでも)

↓○印(複数可)

	1.総合計画に位置付けている
	2.環境基本計画に位置付けている
	3.地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画」に位置付けている
	4.廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「一般廃棄物処理に関する計画」に位置付けている
	5.生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」に位置付けている
	6.予算事業に「地域循環共生圏」の概念に沿ったものがある
	7.その他
	8.実施している取組はない

「その他」の内容を具体的に御記入ください。

用語

●「地球循環共生圏」とは
「地域循環共生圏は、自分たちの足元にある地域資源を活用し、環境・経済・社会を良くしていくビジネスや事業といった形で社会の仕組みに組み込むとともに、例えば都市と農村のように地域の個性を活かして地域同士で支え合うネットワークを形成していくことで、都市も地方も元気になるという、「自立・分散型社会」を示す考え方で、第5次環境基本計画（2018年閣議決定）で、今後目指すべき社会像として提唱されました。
また、地域循環共生圏の構築に当たっては、私たちの暮らしは森・里・川・の連関からもたらされる豊かな自然環境に支えられており、その自然の恵みを持続的に最大限に活用することを基本としています。
(http://chiikijunkan.env.go.jp/)

4. 意見・要望

全団体が御回答ください。

Q4-1. 環境省に対する意見・要望がある場合は、下表の中から当てはまるものを全てお選びいただき、その内容を具体的に御記入ください。(○はいくつでも)

！○印(複数可)

	要 望	要望の具体的な内容を記載ください
	1.実行計画の策定について(策定・改定・実施・点検等)	
	2.温室効果ガス排出量算定について	
	3.環境省の支援(補助金等のハード支援)について	
	4.環境省の支援(人材・体制構築・計画づくり支援等のソフト支援、その他)について	
	5.情報提供の充実について	
	6.ウェブ(LAPSS)を利用した施行状況調査について	
	7.その他	

本調査は以上です。御協力ありがとうございました。